

「古川流域の総合的な治水対策協議会」規約

(趣旨)

第 1 条 本会の名称は、「古川流域の総合的な治水対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 協議会は、古川流域で近年頻発している浸水被害を踏まえ、秋田市・秋田県・国が連携して現状を把握し、対応方法を検討してそれぞれの役割を確認、分担して対策を行うことで被害を軽減することを目的とする。

(協議会)

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会には、別表 2 の職にある者からなる作業部会を置き、必要事項の調整検討を行う。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(会長)

第 4 条 協議会には、会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。

(公開)

第 5 条 協議会の公開方法については協議会で定める。

(協議会資料等の公表)

第 6 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 7 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会の事務局は、秋田市 建設部 河川課に置く。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り決定する。

附 則

この規約は、平成 30 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は令和 4 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規約は令和 5 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規約は令和 8 年 4 月 2 8 日から施行する。

別表1 古川流域の総合的な治水対策協議会 委員

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	所長
秋田県	建設部	次長
秋田市	上下水道局	理事
秋田市	総務部	危機管理監
秋田市	建設部	部長

別表2 古川流域の総合的な治水対策協議会 作業部会

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	副所長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 工務第一課	課長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課	課長
秋田県	建設部 河川砂防課	チームリーダー
秋田県	建設部 下水道マネジメント推進課	チームリーダー
秋田県	秋田地域振興局建設部 河川整備課	課長
秋田市	上下水道局 下水道整備課	課長
秋田市	総務部 防災安全対策課	課長
秋田市	建設部	次長
秋田市	建設部 河川課	課長